

——地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして——

川崎市一般廃棄物処理基本計画～ごみ減量 未来へつなげる エコ暮らしプラン～

# 第 1 期 行 動 計 画

2016（平成28）年3月

川 崎 市



# 目 次

## 第1章 総論

- 1 現状と課題 . . . . . 1
- 2 基本計画 . . . . . 4

## 第2章 行動計画

- 1 計画期間 . . . . . 6
- 2 目標 . . . . . 6
- 3 計画の体系 . . . . . 8
- 4 重点施策 . . . . . 11
- 5 具体的施策
  - (1)「環境市民」をめざした取組 . . . . . 18
    - ①環境教育・環境学習の推進
    - ②情報共有の推進
    - ③市民参加の促進
  - (2)ごみの減量化・資源化に向けた取組 . . . . . 20
    - ①家庭系ごみの減量化・資源化
    - ②事業系ごみの減量化・資源化
    - ③市の率先したごみの減量化・資源化
    - ④生ごみの減量化・資源化
  - (3)廃棄物処理体制の確立に向けた取組 . . . . . 23
    - ①まちの美化推進
    - ②市民ニーズに対応した取組の推進
    - ③不適正排出対策等の取組
  - (4)健康的で快適な生活環境づくりの取組 . . . . . 24
    - ①安全・安心な処理体制の確立
    - ②3処理センター体制の安定的な運営
    - ③効果的・効率的な処理体制の構築
  - (5)低炭素社会・自然共生社会をめざした取組 . . . . . 25
    - ①エネルギー資源の効果的な活用
    - ②低炭素・自然共生をめざした資源の有効利用
    - ③環境に配慮した処理体制の構築
    - ④蓄積された環境技術等を活かした取組

## 資料編

- 川崎市のごみ処理の現状・将来予測 . . . . . 28



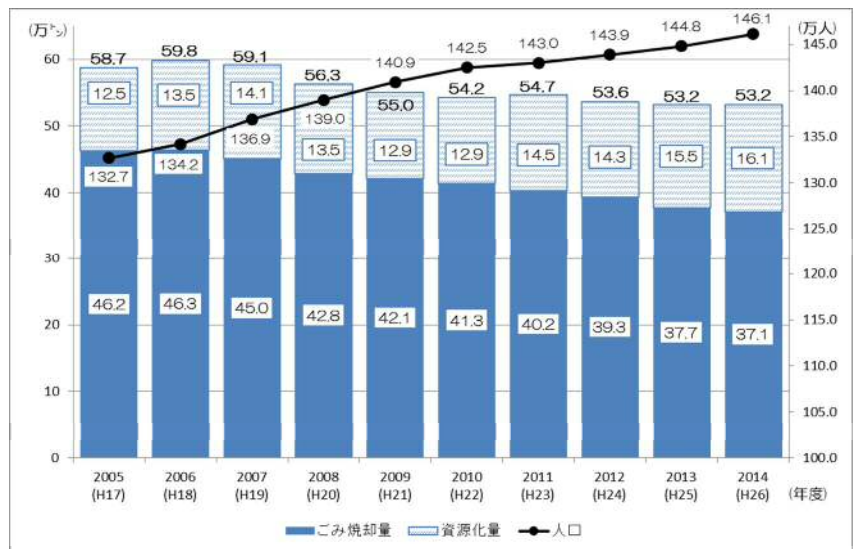
# 第1章 総論

## 1 現状と課題

### (1) ごみ総排出量の削減

2005(平成17)年度から、人口が約15万人近く増加しているにもかかわらず、国による循環型社会の構築に向けた関連法の整備のもと、分別収集の拡大をはじめとするさまざまな3R(リデュース、リユース、リサイクル)施策の取組により、ごみ焼却量と資源化量を合わせた、ごみの総排出量は、2006(平成18)年度には約60万トンありましたが、2014(平成26)年度には約53万トンと減少しており、市民・事業者のみなさんのごみの発生抑制に対する意識が、より高まっていることがうかがえます。

しかし、近年は減少傾向の鈍化も見られるため、横ばい状態となっています。

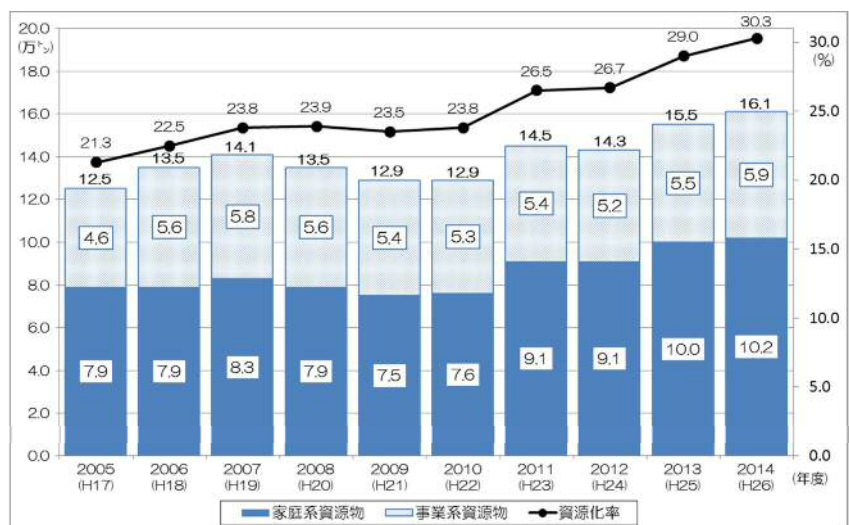


グラフ 1-1 ごみの総排出量と人口の推移

### (2) 資源化の推進

分別収集や資源集団回収等で集められた家庭から排出される資源物の量は、ミックスペーパーの分別収集を全市実施し、プラスチック製容器包装の分別収集を一部の区域(川崎区・幸区・中原区)で開始した2011(平成23)年3月以降、増加しています。また、2013(平成25)年9月には、プラスチック製容器包装の全市実施も始まり、2005(平成17)年度に比べて、2014(平成26)年度では、資源物の量が約2.3万トン増えています。

事業者から排出される資源物の量は、2005(平成17)年度に比べると増えていますが、2008(平成20)年度以降、横ばい状態です。

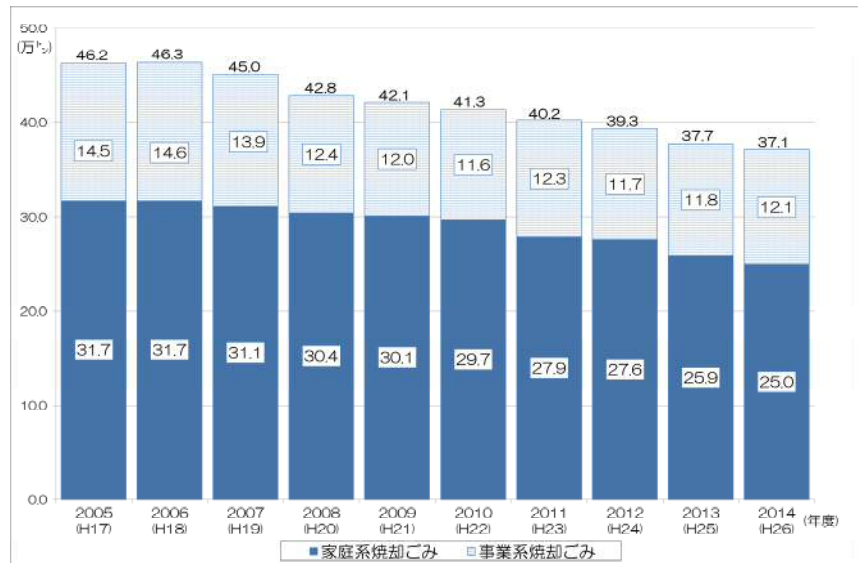


グラフ 1-2 資源化量(率)の推移

### (3) ごみ焼却量の削減

2014(平成 26)年度までに、ごみ焼却量は、2005(平成 17)年度と比べて、約 9.1 万トン削減されており、市民・事業者のみなさんのごみ減量に対する意識が高まっていると推測できます。

内訳としましては、家庭系ごみ焼却量が約 6.7 万トン、21.1%の削減となっており、事業系ごみ焼却量が約 2.4 万トン、16.6%の削減となっています。

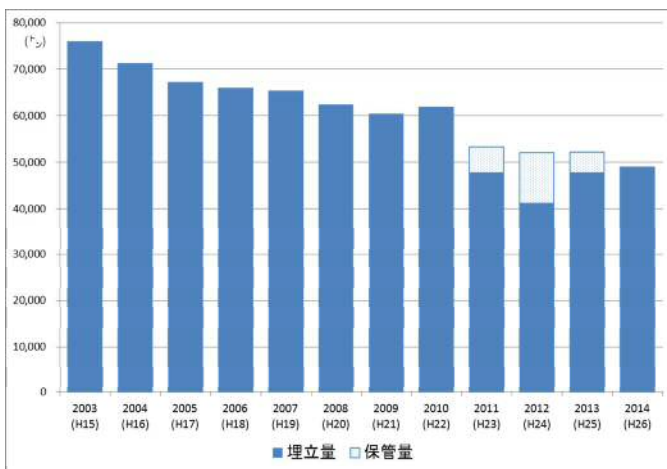


グラフ 1-3 ごみ焼却量の推移

### (4) 最後の埋立処分場

これまでの取組により、ごみの焼却灰の埋立量は減少し、現在使用している浮島廃棄物埋立処分場は、2005(平成 17)年度当初、2028(平成 40)年度には一杯になると見込まれていたところを、おおむね 40 年後の 2056(平成 68)年度まで延命できました。

しかしながら、市内に新たな埋立処分場を確保することは困難な状況にあり、今後も焼却ごみを削減し、埋立処分場を延命化する必要があります。



グラフ 1-4 埋立量の推移

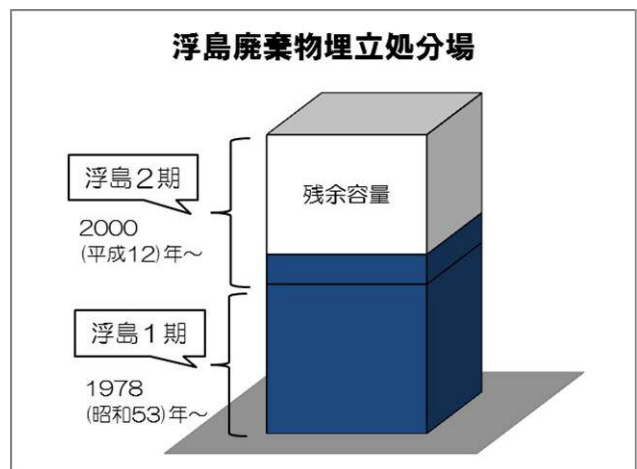
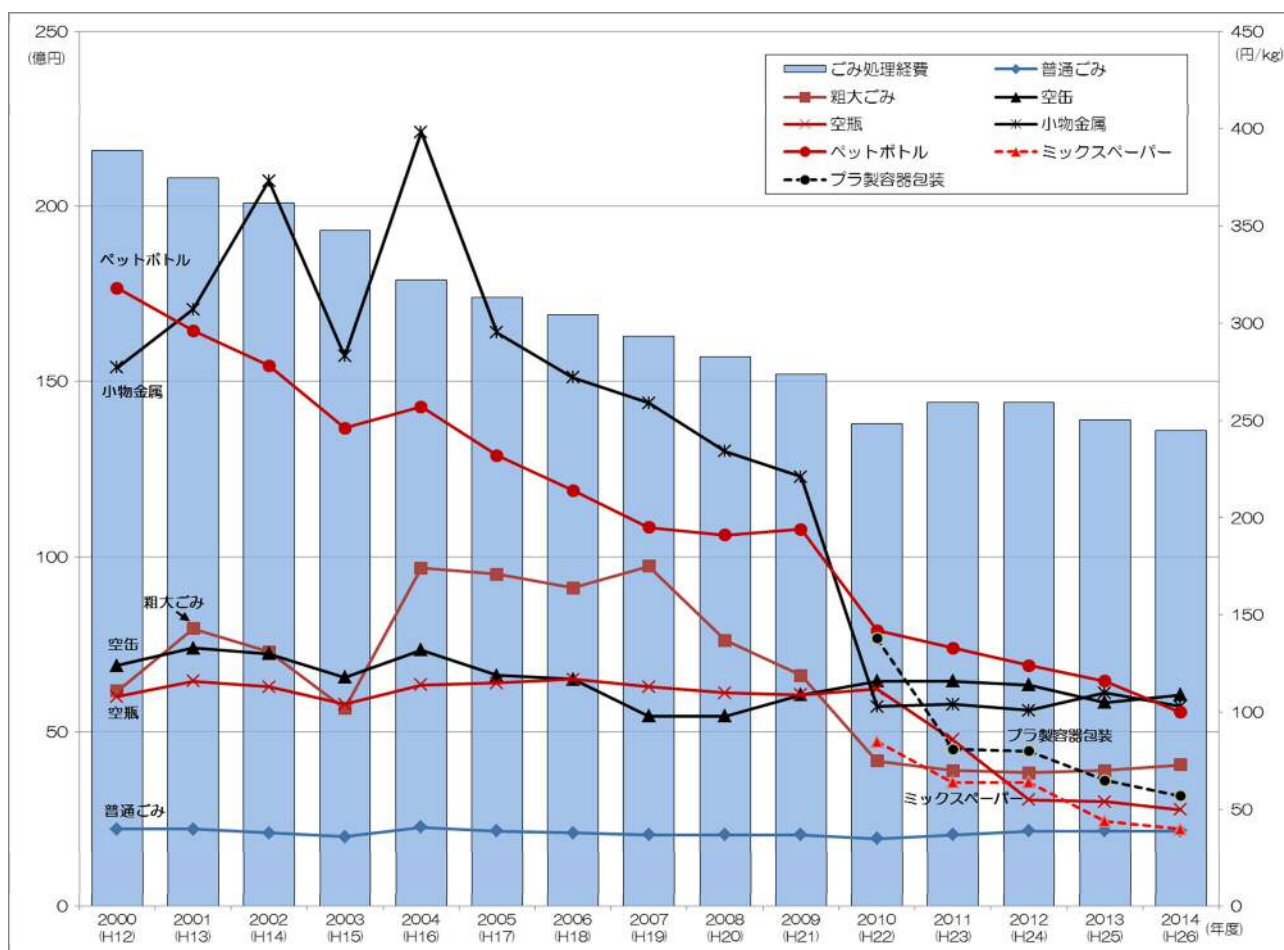


図 1-1 埋立処分場の残余容量イメージ

※2011(H23)～2013(H25)年度は、福島第一原発事故の影響により、焼却飛灰を別途保管

## (5) ごみ処理費用

本市では、民間部門の活用や普通ごみの収集回数の変更などの取組により、家庭系ごみの処理費用は大幅な減少傾向にあります。ごみと資源物の収集運搬及び処理に係る費用は年額約 136 億円となっており、今後も効果的・効率的に事業を進める必要があります。



グラフ 1-5 ごみ処理費用の推移

※ごみ処理費用は、家庭系ごみの収集・運搬、処理・処分等に係る費用

## (6) 東日本大震災を教訓とした大規模災害への対応の強化

災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理していくため、国では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律と災害対策基本法の改正が行われるなど、東日本大震災などの教訓を踏まえて、安全性・安定性を確保した廃棄物処理体制の重要性は更に増加しています。

## 2 基本計画

基本計画の概要については、以下のとおりです。

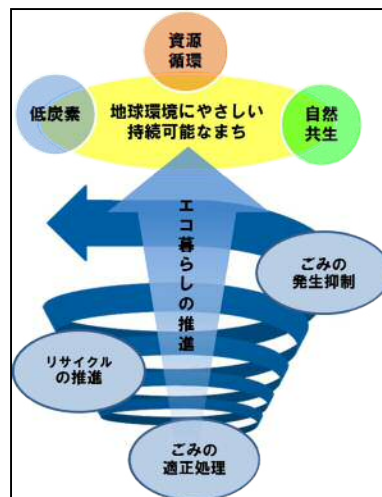
### (1) 基本理念

#### 地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして

本市は、147万人の人口を抱える大都市であり、環境意識の高い市民・事業者が多く、「環境市民」として、多様な取組を地域で率先して行っています。

今後も、資源循環・低炭素・自然共生の統合的な取組を推進し、市民・事業者と協働して環境問題を改善することで、ひいては、市域内にとどまらず、日本そして地球環境全体の保全に貢献するため、日本のトップランナーとして率先して取り組んでいきます。

図 1-2 「エコ暮らし」なライフスタイルへの転換



### (2) 基本方針

#### 社会状況の変化等に的確に対応し、限りなくごみをつくらない社会を実現します

本市で引き続き見込まれる人口増加や将来的な人口減少・少子高齢化、災害対策の強化などの社会状況の変化等に対しても的確に対応しながら、ものを大切に有効活用することによって、ごみを発生させないライフスタイルを迫及し、また、それを実践することによって、限りなくごみをつくらない社会の実現を目指していきます。

#### 市民・事業者・行政の協働により“エコ暮らし”を実践し、さらに3Rを推進します

私たち一人ひとりが、地球環境の状況を考え、それぞれが市民生活や事業活動の中で、循環を基調とした生活の質の高さと環境の保全を両立させたライフスタイルである“エコ暮らし”を実践し、それを習慣化させる取組を推進していきます。

#### 安心して健康に暮らせる快適な生活環境を守ります

地域の生活環境を守り、安心して暮らせるまちをつくるため、市民が健康的で快適な生活を送ることのできるライフラインとして、安全・安心な処理体制を確保し、適正に廃棄物の処理を行っていきます。

### (3) 計画期間

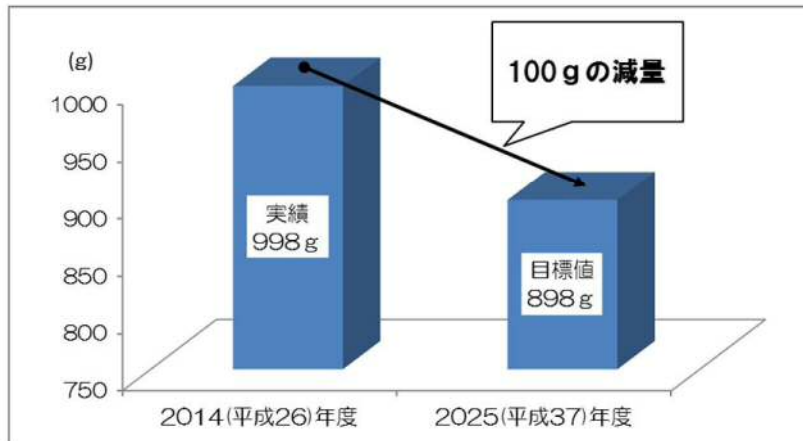
基本計画の期間は、2016(平成28)年度から2025(平成37)年度までの10年間とします。ただし、大きな社会状況の変化等があった場合には、計画期間の途中に見直しを行います。



#### (4) 目 標

##### ●ごみの発生抑制の推進

【目標1】 1人1日あたりのごみ排出量を10%削減します(998g⇒898g)

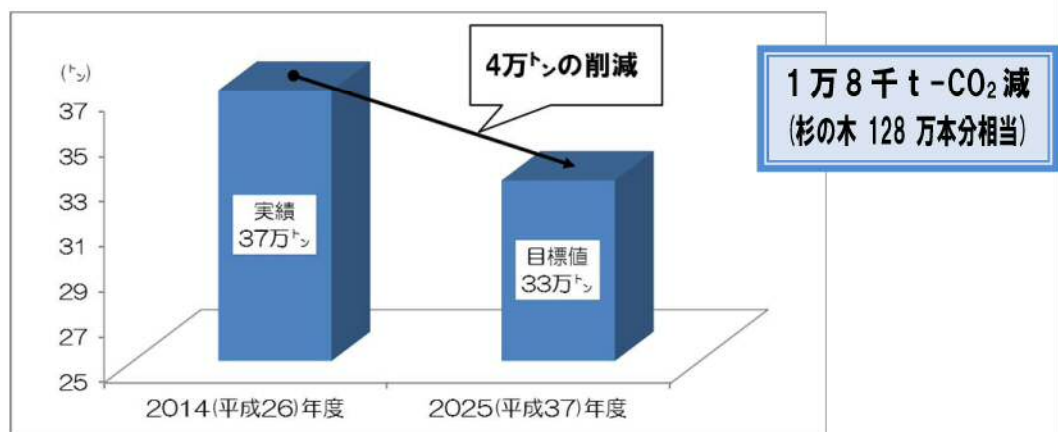


グラフ 1-5 1人1日あたりのごみ排出量

※ごみ排出量とは、一般家庭から排出されるごみ(普通ごみ・粗大ごみ・資源物・資源集団回収)、事業者から排出されるごみ(事業系焼却ごみ・事業系資源物)、道路清掃ごみの合計になります。

##### ●ごみ焼却量の削減

【目標2】 ごみ焼却量を4万トン削減します(37万トン⇒33万トン)  
(家庭系2万トン削減、事業系2万トン削減)



グラフ 1-6 ごみ焼却量

##### 取組成果・効果の「見える化」・「見せる化」

目標の進捗状況や成果について、実績値を公表(「見える化」)するだけでなく、市民・事業者によりわかりやすく伝え、協力を得られるように、取組による具体的な効果を見せながら(「見せる化」)、公表していきます

##### 埋立処分場の延命化

ごみの減量化・資源化を推進することにより、埋立処分場の使用期間を最大限延長することを目指します

## 第2章 行動計画

### 1 計画期間

2016(平成28)年度から2017(平成29)年度までの2年間とします。

### 2 目標

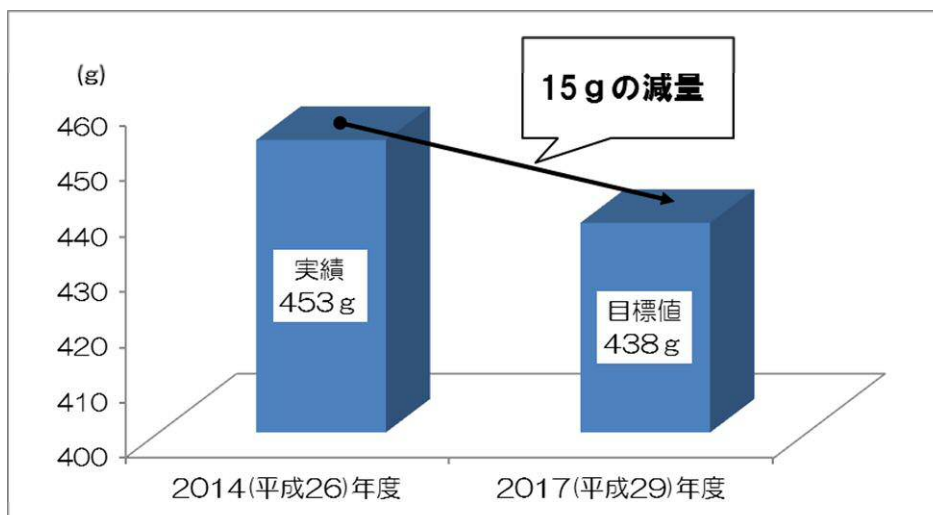
基本計画では、廃棄物全体を意識し、1人1日あたりのごみ排出量（家庭系・事業系の焼却ごみ・資源物）を、10年間で10%削減するという、ごみの発生抑制に向けた大きな考え方を目標におきました。

第1期行動計画では、2年間という短い期間ではありますが、これまで取り組んできましたプラスチック製容器包装やミックスペーパーの分別排出の徹底やごみの発生抑制の取組など、切れ目のない取組を推進し、基本計画の目標を達成するため、2014(平成26)年度実績を基準として、次の3つの目標値を設定します。

#### (1) ごみの発生抑制の推進

**【目標1】1人1日あたりの普通ごみ排出量を15g削減します(453g⇒438g)**

市民のみなさんが、毎日の生活の中で取組効果がより実感できるように、ごみ全般ではなく「普通ごみの排出量」を目標に設定しました。



グラフ 2-1 1人1日あたりの普通ごみ排出量

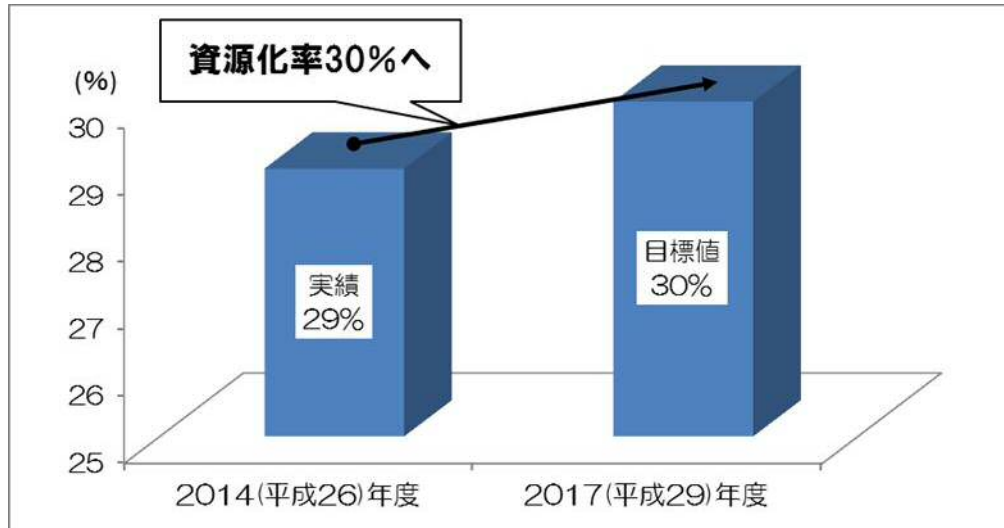
表 2-1 基本計画目標との関係

	基準年度実績 2014(H26)	第1期行動計画目標 2017(H29)	基本計画目標 2025(H37)
【基本計目標】 1人1日あたりのごみ排出量	998g	971g	898g
家庭系	660g	650g	615g
事業系	338g	321g	283g
【行動計画目標】 普通ごみ	453g	438g	396g

## (2) リサイクルの推進

### 【目標2】家庭系の資源化率を30%にします(29%⇒30%)

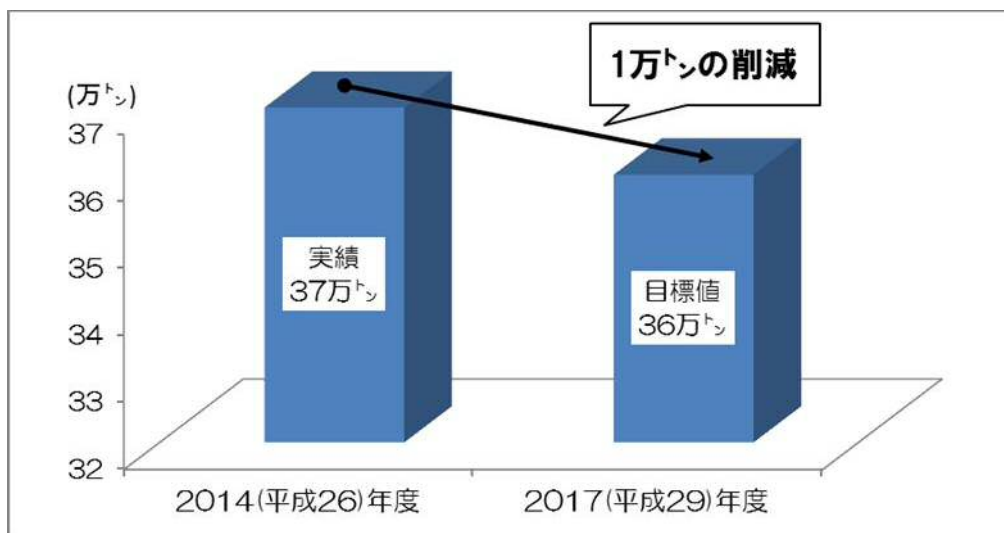
市民のみなさんが、毎日の生活の中で取組効果がより実感できるように、資源物全般ではなく「家庭系資源物」を目標に設定しました。



グラフ 2-2 家庭系資源物の資源化率

## (3) ごみ焼却量の削減

### 【目標3】ごみ焼却量を1万トン削減します(37万トン⇒36万トン) (家庭系4千トン削減、事業系6千トン削減)



グラフ 2-3 ごみ焼却量

表 2-2 ごみ焼却量削減の内訳

内 訳	基準年度実績 2014(H26)	第1期行動計画目標 2017(H29)	削減量
家庭系ごみ焼却量	25.0万トン	24.6万トン	0.4万トン
事業系ごみ焼却量	12.1万トン	11.5万トン	0.6万トン
合 計	37.1万トン	36.1万トン	1.0万トン

### 3 計画の体系

計画の体系は次のとおりとなっています。

基本計画（2016（平成28）年度～2025（平成37）年度）	
基本理念	基本方針
	目標
地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして	基本方針
	目標
	基本施策
	めざした取組 「環境市民」を
	化に向けた取組 ごみの減量化・資源
	確立に向けた取組 廃棄物処理体制の
	の取組 健康環境で快適な
	社会をめざした取組 低炭素社会・自然共生

## 第1期行動計画 (2016 (平成28) 年度～2017 (平成29) 年度)

### 目標

1) 1人1日普通ごみ排出量 15g 削減 2) 家庭系資源化率 30% 3) ごみ焼却量 1万トンを削減

### 具体的施策

① 幼児への普及促進 (重) □ ③ 若年層や外国人への普及促進 (重) □ ⑤ 普及啓発拠点を活用した啓発活動の充実 □  
 ② 低年齢層への普及促進 (重) □ ④ 市民・事業者への普及促進 (重) □ ⑥ イベント等での啓発活動の充実 □

① 多様な媒体を活用した情報提供 □ ③ 家庭のごみダイエツ・チェックシートの普及と新たな指標づくりの検討 (重) □  
 ② 資源物とごみの分け方・出し方の効果的な情報提供 □ ④ 公共施設等における普及啓発の充実 (重) □

① 廃棄物減量指導員等との連携強化 (重) □ ③ 新たな市民参加の取組 (重) □ ⑤ 環境功労者表彰の取組 □  
 ② 地域環境リーダーの育成 □ ④ 環境パートナーシップかわさきの推進 □

① 分別排出の徹底 (重) □ ② 製品の適正包装の推進 □ ③ 拠点回収・店頭回収の拡充 □ ④ 資源集団回収の充実 □

① 廃棄物の再使用及び再生利用等に取り組む店舗等に係る認定制度の普及 □ ④ 処理センターによる事業系古紙の資源化の促進 (重) □  
 ② 事業系ごみの減量化等に向けた広報の充実と指導の徹底 □ ⑤ 事業系資源物のリサイクルルートの拡充 □  
 ③ 事業系一般廃棄物処理手数料見直しの検討 (重) ⑥ 低CO<sub>2</sub>川崎ブランドの推進 □

① 市庁舎等におけるごみ減量化運動の推進 □ ② エコオフィスの推進 □ ③ グリーン購入の促進 □

① エコ・クッキング講習会の開催 □ ⑤ 生ごみリサイクルに係る取組の推進 (重) □  
 ② 食品廃棄物のリデュース・リサイクルの推進 (重) □ ⑥ 公共施設における生ごみリサイクルの推進 □  
 ③ 3きり運動の推進 (重) □ ⑦ 小学校給食における生ごみリサイクルの推進 □  
 ④ 生ごみリサイクルに係る助成制度の充実 □ ⑧ 中学校給食における生ごみリサイクルの推進 □

① 廃棄物処理技術の研究と技能の継承 ④ 廃棄物処理施設等の補修・整備  
 ② ごみ焼却灰(埋立灰)及び埋立処分場の適切な管理 ⑤ 災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保 (重)  
 ③ 有害廃棄物・処理困難物への取組

① 安定的な処理体制の運営 (重) ② 橋処理センターの建替 (重) ③ 堤根処理センターの建替 (重)

① 計画のフォローアップ ② 効果的な経済的手法の研究 ③ 民間活力の導入

① 集積所周辺等の環境美化 (重) □ ② 各種普及啓発キャンペーンの実施 (重) □

① ごみ相談窓口の充実 (重) □ ② ふれあい収集の推進 (重) ③ 狭あい地域等への対応

① 不法投棄対策の実施 ② 不適正排出指導の徹底 ③ 資源物の持ち去り対策の検討 ④ 搬入禁止物の混入防止

① ごみ発電事業の推進 (重) ③ バイオマス資源の利用促進に向けた調査・研究  
 ② 廃棄物発電の新たな活用法の検討 (重)

① 様々な地域活動団体等と連携した取組の推進 □ (再掲7事業)

① 環境にやさしい輸送システムの構築 ③ 埋立処分場延命化の研究  
 ② 環境マネジメントシステムを活用した処理センターの運営

① 環境に配慮した製品の開発促進に向けた環境づくり ③ 国際貢献の推進  
 ② 環境産業との連携

## コラム ごみを減らすにはどうすればいい？

行動計画では、「2年間で1人1日あたりの普通ごみ排出量を15g削減」という高い目標を掲げています。これを1か月に換算すると1人あたり450g～460gの削減が目安になります。

具体的には、何をどう減らしたらいいでしょうか。

1日単位で考えると難しいかもしれませんが、1か月単位で計算してみると、自分の取組がどれだけ減量につながったか、わかりやすいと思います。

ごみを減量するときの重さの目安をまとめましたので、ごみの減量化・資源化に取り組む際の参考にしてください。

**マイバッグを持参し、レジ袋を断ります**

- ・レジ袋1枚あたり 10g



**コンビニ等でお弁当を買う時は割り箸をできるだけもらいません（マイ箸使用）**

- ・割り箸一膳あたり 5g

**使い捨ての商品はできるだけ使用しません（マイカップ使用）**

- ・使い捨ての紙コップ 5g

**利用しなくなった衣類は必要な人にあげたり、リメイクします**

- ・シャツ1枚 220g
- ・ジーンズ1本 500g



**プラスチック製容器包装やミックスペーパーなど資源物をきちんと分別します。**

- ・リサイクルを徹底することで、ごみの発生抑制にもつながります。



表 2-3 ごみを減量するときの重さの目安

行 動	重さの目安
詰め替え商品を選びます	洗剤やシャンプー（月2本）1日あたり 6g
過剰な包装は断ります	包装紙1枚あたり 5g
必要なものを必要な量だけ買います	無駄にしてしまっている食材 70g
ばら売りや量り売りの商品を選びます	プラスチック製トレイ1枚あたり 5g
食べ残しをしないようにします	ごはん1膳あたり 100g
	キャベツ1枚あたり 10g
生ごみを出すときは水きりします	生ごみの水きり 50g



## 4 重点施策

### (1) 重点施策の設定の視点

重点的・優先的に取り組む施策について、基本計画の基本方針をより明確化し、“エコ暮らし”や安定的な廃棄物処理事業を推進していくために効果の大きな施策等を、基本施策ごとに重点施策として設定します。

特に、「重点施策を設定する際の視点」①～③については、“エコ暮らし”を実践するための重要な視点になります。

今回の基本計画では、資源循環・低炭素・自然共生の統合的な取組を推進していくとともに、市民生活や事業活動の中で、それぞれが循環を基調とした生活の質の高さと環境の保全を両立させたライフスタイルである“エコ暮らし”を実践し、リサイクルに関する意識向上はもとより、リサイクルよりも環境負荷が少ない 2R（リデュース・リユース）の取組をさらに推進していくため、今後 10 年間の重要な取組である“エコ暮らし”が、生活の中に浸透していくように、しっかり取り組んでいきます。

第 1 期行動計画では、具体的施策 66 施策中、20 の取組（具体的施策としては 24 施策）を重点施策としました。

重点施策につきましては、毎年、点検・評価を行うため、目安となる数値など個別に参考指標を設け、進捗状況を公表していきます。

表 2-3 重点施策を設定する際の視点

- |                                   |
|-----------------------------------|
| ① 分別排出の徹底やごみの排出抑制に向けて効果の大きな施策     |
| ② 市民・事業者・行政の協働による効果の大きな施策         |
| ③ 低炭素社会・自然共生社会の構築に向けて効果の大きな施策     |
| ④ 効果的・効率的な処理体制の構築に向けて効果の大きな施策     |
| ⑤ ライフラインとして安全・安心な処理体制の確保に効果の大きな施策 |
| ⑥ その他、特に重点的に取り組む必要のある施策           |

## (2) 重点施策

### 基本施策Ⅰ 「環境市民」をめざした取組

資源循環・低炭素・自然共生の統合的な取組を推進し、地球環境にやさしい持続可能なまちをめざすために、“エコ暮らし”とはどういう生活か、またどのように実践していくべきかなどを、市民・事業者・行政で意見を出し合い、その考えを他の施策にも反映していけるよう、双方向に取り組んでいきます。

#### (1) 市民、事業者、行政による新たな市民参加の取組【新規】

(具体的施策) 基本施策Ⅰ-(3) ●新たな市民参加の取組

多様な主体が参加しやすい「ごみゼロカフェ」(仮称)を開催し、今後10年間の重要な取組である“エコ暮らし”とはどのような生活かみんなで議論していくなど、新たな市民参加型のしくみづくりを行っていきます。

また、「ごみゼロカフェ」(仮称)で出た意見やごみ減量のアイデアについては、広報誌などで市民・事業者・行政で情報を共有し、実践につなげ、行政と市民・事業者で互いにフィードバックできるしくみを検討していきます。



#### 参考指標

ごみゼロカフェ(仮称)の開催

#### (2) “エコ暮らし”が実践できる環境市民をめざした世代別の環境教育・環境学習の推進

(具体的施策) 基本施策Ⅰ-(1) ●幼児への普及促進 ●低年齢層への普及促進  
●若年層や外国人への普及促進 ●市民・事業者への普及促進

幼児から大人まで、それぞれの世代に応じた切れ目のない学習機会を提供するとともに、プログラム内容については、参加するだけでなく、市のごみ減量イベントを市民が企画するなど、主体的に関わっていく機会を設けることも検討します。

また、事業系ごみの減量化・資源化の推進は、事業者にもメリットがあるため、事業者を対象とした環境学習の開催を行います。

(対象：○幼児 ○低年齢層 ○若年層・外国人【新規】 ○市民・事業者)

#### 参考指標

○幼児 : 教材の配布数  
○低年齢層 : 出前ごみスクールの開催回数  
○若年層・外国人 : アプリの閲覧数  
○市民 : ふれあい出張講座の開催回数  
○事業者 : 事業者向け出張講座の開催回数

#### (3) 家庭のごみダイエット・チェックシートの普及と新たな指標づくりの検討

(具体的施策) 基本施策Ⅰ-(2) ●家庭のごみダイエット・チェックシートの普及と新たな指標づくりの検討

日常生活での3Rの取組目安となるよう作成した「家庭のごみダイエット・チェックシート」について、ホームページ等を活用してさらに普及啓発を図ります。



また、この「家庭のごみダイエット・チェックシート」を活用し、リサイクルはもとより、2R（リデュース・リユース）をはじめとしたエコ暮らしの取組が、どのくらいごみの減量に効果があるのか、ごみを減量することでどのような費用削減効果があるのかなど、市民にとって、より具体的にわかりやすい新たな指標づくりも行います。

**参考指標**

家庭のごみダイエット・チェックシートの活用枚数

**(4) 廃棄物減量指導員等との更なる連携強化**

（具体的施策）基本施策Ⅰ-(3) ●廃棄物減量指導員等との連携強化

ごみの減量とリサイクルの地域におけるボランティア・リーダーとして活動している廃棄物減量指導員との連携を、様々な機会を捉えて強化し、ごみの減量化・資源化について取り組んでいきます。

また、地域環境リーダーや生ごみリサイクルリーダーなど、環境の各分野で地域や職場のリーダーとして活動している方々や関係機関等とも連携を図り、ごみの減量化・資源化につながる取組を行っていきます。

**参考指標**

市（区）減量指導員連絡協議会の開催回数、地域環境リーダーの修了者数

**(5) 市民が多く集まる場を活用した公共施設等における普及啓発の充実【新規】**

（具体的施策）基本施策Ⅰ-(2) ●公共施設等における普及啓発の充実

公共施設や大学等、市民が多く集まる場を普及啓発の拠点として活用し、ごみの分別の仕方などのモデル展示や定期的に発行している「3R ニュース」など、様々な手法を活用した普及啓発を実施していきます。

**参考指標**

公共施設を活用した普及イベント等の回数

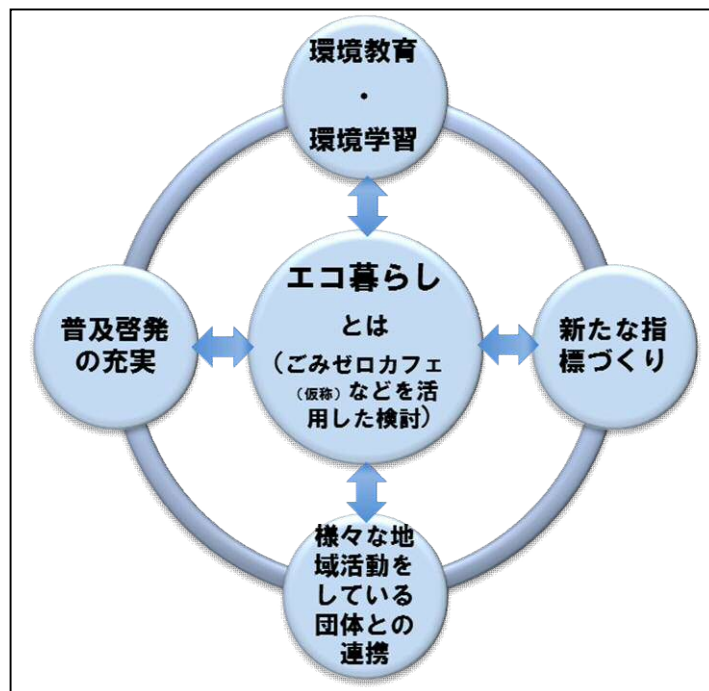


図 2-1 双方向型の施策の推進

## 基本施策Ⅱ ごみの減量化・資源化に向けた取組

基本計画や行動計画の目標達成に直結する取組でもあるため、市民・事業者・行政が協働して、ごみの減量化・資源化に取り組んでいきます。

### (1) 分別排出の徹底

(具体的施策) 基本施策Ⅱ-(1) ●分別排出の徹底

資源物の分別の体制も整い、それに伴うごみの減量効果もありましたが、それでもまだ資源物の普通ごみへの混入が見受けられます。分別がわかりにくいと言われているプラスチック製容器包装やミックスペーパーの分別率は、現時点でそれぞれ35%程度であるため、取組が最も進んでいると言われている都市のレベル(50~60%)を目指して、廃棄物減量指導員等とも連携し、分別排出指導の強化を図っていきます。

参考指標

ミックスペーパー分別率、プラスチック製容器包装分別率

### (2) 生ごみの3きり運動(使いきり・食べきり・水きり)の推進【新規】

(具体的施策) 基本施策Ⅱ-(4) ●3きり運動の推進

家庭でできる食品廃棄物の発生抑制や減量の取組として、使いきり・食べきり・水きりの「3きり」を中心とした取組の普及啓発の推進を図っていきます。

参考指標

普通ごみに含まれる生ごみの量

### (3) 生ごみのリサイクルに係る取組の推進

(具体的施策) 基本施策Ⅱ-(4) ●生ごみリサイクルに係る取組の推進

生ごみリサイクルリーダーと連携して、生ごみの減量化や堆肥化、その活用方法を普及していくとともに、家庭から発生する調理残さ・食べ残し等(生ごみ)を堆肥化し農地などに有効活用している市民団体の活動を支援していきます。

参考指標

生ごみリサイクルリーダーの派遣等活動回数

### (4) 事業系一般廃棄物処理手数料の見直しの検討【新規】

(具体的施策) 基本施策Ⅱ-(2) ●事業系一般廃棄物処理手数料の見直しの検討

3処理センター体制移行後のごみ処理費用をもとに、社会経済状況や他都市状況を勘案し、事業系一般廃棄物処理手数料等の見直しに向けて検討を行います。

参考指標

事業系焼却ごみ量

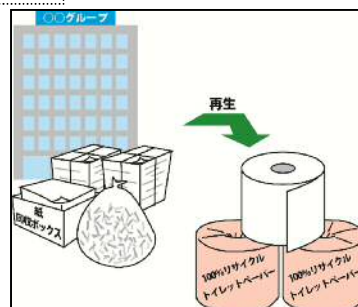
## (5) 事業系古紙の資源化の促進【新規】

(具体的施策) 基本施策Ⅱ-(2) ●処理センターによる事業系古紙の資源化の促進

古紙類の資源化を進めるため、資源化の手法を積極的に事業者へ情報提供するなど、事業者へのフォローアップを行うとともに、内容審査を充実し、処理センター（ごみ焼却処理施設）への古紙搬入を抑制します。

参考指標

焼却ごみに含まれる事業系古紙の量



## (6) 食品廃棄物のリデュース・リサイクルの推進【新規】

(具体的施策) 基本施策Ⅱ-(4) ●食品廃棄物のリデュース・リサイクルの推進

食べきり協力店の設定など、外食産業と連携した食品ロス対策について取り組みます。

また、食品廃棄物を多く排出する多量排出事業者等の排出実態を把握し、食品廃棄物のリサイクル推進に向け、対象事業者へ普及啓発を行っていきます。

参考指標

取組登録店舗数



## 基本施策Ⅲ 廃棄物処理体制の確立に向けた取組

廃棄物処理は全市民の生活を支える重要なライフラインであり、また、施設建設などは多額の費用を必要とする取組であるため、長期的な展望のもと計画的にしっかり取り組んでいきます。

### (1) 災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保

(具体的施策) 基本施策Ⅲ-(1) ●災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保

災害などの非常時においても重要なライフラインとして生活環境を保全し、迅速かつ適正な処理を行う必要があるため、「川崎市災害廃棄物等処理計画」などを適宜見直し、庁内体制の強化を図っていくとともに、協定を締結している関係事業者などとの連携強化を図っていきます。

また、大規模災害などの場合には、一自治体で対応できない事態も想定されるため、国や周辺自治体と平常時から情報交換を行うなど、広域的な連携にも取り組んでいきます。

参考指標

取組の進捗状況

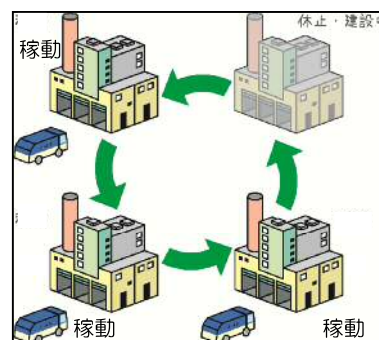
### (2) 安定的な処理体制の運営【新規】

(具体的施策) 基本施策Ⅲ-(2) ●安定的な処理体制の運営

3処理センター体制においても、効果的・効率的なごみの収集・運搬・処理が行われるように、社会状況の変化等に的確に対応するとともに、安定的な処理体制の運営に努めていきます。

参考指標

ごみ焼却量



### (3) 橋処理センターの建替えに向けた取組

(具体的施策) 基本施策Ⅲ-(2) ●橋処理センターの建替

「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」に基づき、既存の橋処理センターを解体撤去し、新たなごみ焼却処理施設及びミックスペーパー資源化処理施設の整備に取り組んでいきます。

その際には、周辺住民ともしっかりコミュニケーションをとって、事業を進めていきます。

参考指標

建設計画の進捗状況

### (4) 堤根処理センターの建替えに向けた取組【新規】

(具体的施策) 基本施策Ⅲ-(2) ●堤根処理センターの建替

「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」に基づき、橋処理センターの次の建替えの候補となっている堤根処理センターの建替えに向けて、今後の施設整備の方向性を取りまとめます。

その際には、周辺住民ともしっかりコミュニケーションをとって検討を行っていきます。

参考指標

建設計画の進捗状況

## 基本施策Ⅳ 健康的で快適な生活環境づくりの取組

生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努め、市民が、健康的で快適な日々の生活が過ごせるよう、安全・安心な生活環境づくりに取り組んでいきます。

### (1) 地域の連携・協働による集積所周辺やまちの環境美化などの推進

(具体的施策) 基本施策Ⅳ-(1) ●集積所周辺等の環境美化 ●各種普及啓発キャンペーンの実施

資源物やごみの排出状況が悪く散乱が目立つ集積所の適正使用の啓発・指導を徹底するとともに、廃棄物減量指導員や周辺住民と連携・協働した集積所周辺等の環境美化を図ります。

参考指標

集積所の改善指導回数、キャンペーンの実施回数

### (2) 「ごみ相談窓口」の充実

(具体的施策) 基本施策Ⅳ-(2) ●ごみ相談窓口の充実

ごみの出し方がわからない等、ごみに関して困っている市民向けに、ごみ相談窓口を月1～2回程度、市民が立ち寄りやすい区役所で開設していますが、回数を増やすなど、サービスの向上に向けて、検討を行います。

参考指標

ごみ相談窓口の実施回数

### (3) 高齢者や障がい者の方を対象としたふれあい収集の実施

(具体的施策) 基本施策Ⅳ-(2) ●ふれあい収集の推進

本格的な高齢社会を迎えるにあたり、自ら一定の場所までごみを持ち出すことのできない高齢者や障がい者の方を対象に、玄関先などまでごみを取りに行く「ふれあい収集」の取組を行っていきます。

参考指標

ふれあい収集の実施件数

## 基本施策Ⅴ 低炭素社会・自然共生社会をめざした取組

資源循環の視点から、低炭素社会・自然共生社会の構築に向けて、効果の大きな施策に取り組んでいきます。

### (1) ごみ発電事業の推進

(具体的施策) 基本施策Ⅴ-(1) ●ごみ発電事業の推進

処理センター(ごみ焼却処理施設)で発電した電力のうち、余剰電力は売電を行うとともに、今後、建替えを行う処理センター(ごみ焼却処理施設)への高効率な熱回収設備の導入に向けて取り組んでいきます。

参考指標

発電量、売電量

### (2) 廃棄物発電の新たな活用法の検討【新規】

(具体的施策) 基本施策Ⅴ-(1) ●廃棄物発電の新たな活用法の検討

廃棄物発電を活用したエネルギー循環型ごみ収集システムの実証試験のフィールドを提供するとともに、EVごみ収集車等の有用性について、事業者としっかり検証を行います。また、ごみ発電によるエネルギーの地産地消に向けて、調査研究を行います。

参考指標

取組の進捗状況

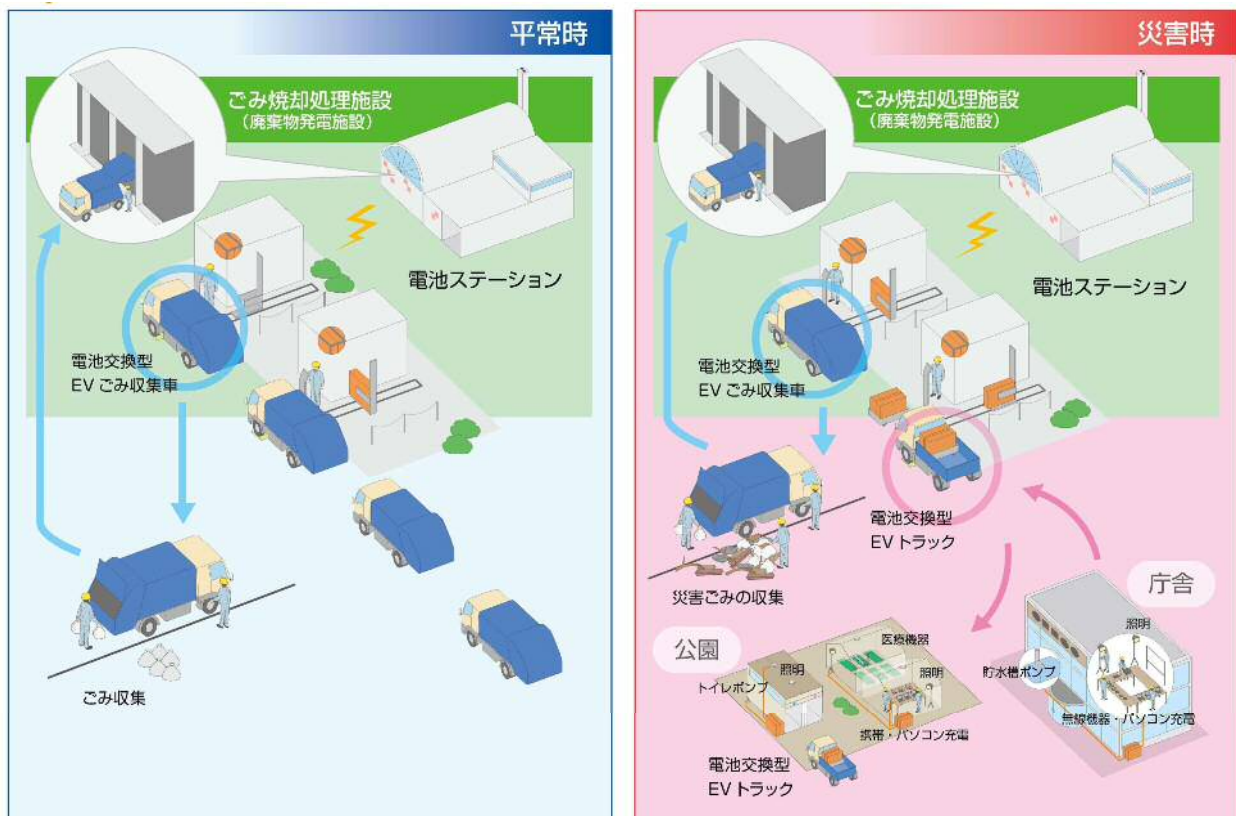




図 2-2 廃棄物発電を活用した「ゼロ・エミッションシステム」によるごみ収集



## 5 具体的施策

第1期行動計画期間において、取り組む施策を以下のとおりまとめました。




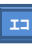






なお、今回の計画では、資源循環・低炭素・自然共生の取組を統合的に推進していくとともに、市民一人ひとりが、地球環境の状況を考え、それぞれが市民生活や事業活動の中で環境配慮行動を行っていく“エコ暮らし”なライフスタイルを実践していくことが重要です。

行動計画に位置付けられる取組すべてが、最終的に、“エコ暮らし”につながっていくものですが、行動計画の中でも、特に“エコ暮らし”なライフスタイルへの転換につながる重要な取組には、「エコ暮らし」マーク  をつけて明確化します。 ※  …重点施策

### 基本施策Ⅰ 「環境市民」をめざした取組

市民・事業者・行政が協働・連携して、これまでのライフスタイルを見直し、環境配慮行動“エコ暮らし”の実践に取り組めるように、環境教育・環境学習の場を提供するとともに、情報共有が確実に図れるよう、新たなしくみづくりに取り組み、地球環境に配慮した生活を送る「環境市民」を目指します。






#### (1) 環境教育・環境学習の推進

No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	幼児への普及促進  	(社)川崎市幼稚園協会と連携し、プログラム等を幼稚園に配布し、教材としての活用を図ります。また、保育園における環境教育の普及促進を進めます。	●幼稚園協会や保育園と連携した環境教育の普及促進		●事業推進
②	低年齢層への普及促進  	環境意識の芽生えと家庭への波及を目指し、廃棄物分野における取組事例の紹介を行うなど内容の充実を図り、主に小学4年生を対象としたごみの減量・リサイクルの体験学習などを行う「出前ごみスクール」の充実を図ります。 また、社会科補助教材として社会科副読本「くらしとごみ」を作成し、市内公・私立小学校を対象に配布するとともに、「わたしたちのくらしと環境」（小学校用）や「あしたをつかめ！YES,we can!」（中学校用）を市立小中学校に配布するなど、自分達が分別した資源物がどのようにリサイクルされているかを分かりやすく表現したリーフレットの作成など、環境教育用教材の充実を図ります。	●出前ごみスクールの充実 ●環境教育用教材の充実		●事業推進
③	若年層や外国人への普及促進  	スマートフォンアプリやイラストで分別ルールをわかりやすく表現したリーフレット等を活用しながら、関係機関等と連携し、若年層や外国人向けの普及啓発の充実を図ります。	●アプリやリーフレット等を活用した普及啓発		●事業推進
④	市民・事業者への普及促進  	廃棄物分野における取組事例やごみ処理に係る経費を紹介するなど、町内会・自治会等の会合や各種イベントにおいて、ごみの減量・リサイクルの体験学習などを行う「ふれあい出張講座」の充実を図ります。 また、事業者等と連携し、本市が取り組んでいる廃棄物事業について説明を行なうなど、勉強会を開催し、ともに環境意識の向上を図ります。	●ふれあい出張講座の充実		●事業推進
⑤	普及啓発拠点を活用した啓発活動の充実 	新たにオープンする禅師寺エコ暮らし環境館やかわさきエコ暮らし未来館、CCかわさき交流コーナーなどにおいて、資源循環・低炭素・自然共生など、総合的な環境学習ができる普及啓発拠点を活用し、3Rに対する意識啓発を図ります。	●普及啓発拠点を活用した総合的な環境学習の推進		●事業推進
⑥	イベント等での啓発活動の充実 	市民、廃棄物減量指導員、事業者を対象にした講演会を開催するとともに、原則として、毎月3日に設定している「3R推進デー」を活用してPR活動を行ったり、市民祭りははじめとした各種イベント等に出席し、3Rに係る啓発活動を実施します。 また、フリーマーケット等を開催するとともに、学園祭やイベント等において、リユース食器やマイボトルなどの利用促進を呼びかけます。	●イベント等での啓発活動の充実 ●リユース食器やマイボトルの利用促進		●事業推進

## (2) 情報共有の推進

No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	多様な媒体を活用した情報提供 	資源物とごみの分別ルールや、廃棄物関連情報のほか、市民団体等の活動内容、取組の紹介など、様々な情報を、市ホームページや、スマートフォンアプリ、地域情報誌、3Rニュースなど、多様な媒体を活用して情報発信し、3Rに対する意識啓発を図ります。	●多様な媒体を活用した情報発信	→	●事業推進
②	資源物とごみの分け方・出し方の効果的な情報提供 	大学と連携して開発した資源物とごみの分別アプリを活用し、きめ細かな情報提供を実施し、若年層を中心とした3Rに対する意識啓発を図るとともに、「資源物とごみの分け方・出し方」や外国人向けリーフレットを適宜更新します。 また、リサイクルされたものが最終的にどのように有効活用されていくかなどを各種広報媒体や映像を活用して発信し、市民の分別意欲の向上を図ります。	●資源物とごみの分別アプリの普及 ●「資源物とごみの分け方・出し方」などの更新 ●映像等を活用したリサイクルの意識啓発の推進	→	●事業推進
③	家庭のごみダイエット・チェックシートの普及と新たな指標づくりの検討 	家庭のごみダイエット・チェックシートの普及を図り、市民に対する3Rの意識啓発を図ります。 また、エコ暮らしを推進すると、どれくらい環境に貢献したかなどがわかる、新たな指標づくりについて検討を行います。	●家庭のごみダイエット・チェックシートの普及 ●新たな指標づくりの検討	→	●事業推進
④	公共施設等における普及啓発の充実 	公共施設等、市民が多く集まる施設において、様々な手法を活用しながら、ごみの減量化・資源化に向けた普及啓発の充実を図ります。	●公共施設等を活用した普及啓発の充実	→	●事業推進


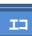



## (3) 市民参加の促進

No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	廃棄物減量指導員等との連携強化 	廃棄物減量指導員連絡協議会等を通じた勉強会・施設見学会や情報交換を行うとともに、3R推進デーなど様々な機会を捉えて、廃棄物減量指導員や生活環境事業所、関係機関等との連携強化を図ります。	●廃棄物減量指導員等との連携	→	●事業推進
②	地域環境リーダーの育成 	地域や職場で環境学習活動や環境保全活動を率先して行うことのできる人材の育成を目的として、3Rを含めた必要な知識や技術を習得するための講座を開催します。	●地域環境リーダー育成講座の実施	→	●事業推進
③	新たな市民参加の取組 	ごみの問題は市民生活に密着していることから、ごみ問題に関心のある様々な年代の市民や事業者など多様な主体が参加し、自由に意見交換を行う新たな市民参加の取組として「ごみゼロカフェ（仮称）」を開催します。 市民の関心があるテーマを選定し、参加者を広く募集して開催します。 「ごみゼロカフェ」（仮称）で出されたごみ減量のアイデア等については、広く市民等に実践してもらうため、広報誌などを活用し、周知を図ります。	●ごみゼロカフェ（仮称）の開催	→	●事業推進
④	環境パートナーシップかわさきの推進 	環境基本条例第15条2項に基づき、市民・事業者・行政の協働による環境についての地域における活動を促進するため、相互に交流する機会等に関する支援のための措置を講じます。	●環境パートナーシップかわさきの開催	→	●事業推進
⑤	環境功労者表彰の取組 	環境に配慮した活動を実践する市民・事業者等の功績を称えるとともに、環境配慮の行動が全市的に広がることを目的に表彰を行います。	●環境功労者表彰の実施	→	●事業推進

## 基本施策Ⅱ ごみの減量化・資源化に向けた取組

より一層のごみの減量化・資源化を図るために、市民・事業者・行政が一体となって、それぞれの主体ごとに、まずはリデュース・リユースといったごみの発生抑制に重点を置き、やむを得ずでしてしまったごみの中で、資源化できるものは、リサイクルすることの習慣化を目指します。

### (1) 家庭系ごみの減量化・資源化

No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	分別排出の徹底  	資源物の普通ごみへの混入が見受けられることから、警告シールの貼付や収集保留など、対応を強化するとともに、ごみの減量・リサイクルの推進に向け、廃棄物減量指導員をはじめ、地域と連携して分別排出の強化を図ります。	●地域と連携した分別排出の強化	→	●事業推進
②	製品の適正包装の推進 	市内の大手スーパー、百貨店、商店街等に対し、製品の適正包装及びレジ袋削減の推進に向けた協力を要請するとともに、事業者と協働した新たな取組について検討するなど、家庭系ごみのさらなる減量化を図ります。また、レジ袋の有料化や辞退者への特典付与、マイバッグの利用促進など、市民・事業者・行政の協働や創意工夫による様々な手法を通じてレジ袋を削減し、環境配慮型ライフスタイルの確立を図ります。	●製品の適正包装及びレジ袋削減の推進 ●事業者と協働した新たな取組の検討	→	●事業推進
③	拠点回収・店頭回収の拡充 	市民の利便性の向上を図り、資源化を図るため、資源物等の店頭回収や拠点回収の充実を引き続き推進します。また、回収拠点や対象物の拡充を含め、資源化促進に向けた取組について、検討を進めます。	●資源物等の拠点回収・店頭回収の推進	→	●事業推進
④	資源集団回収の充実 	資源集団回収は、ごみの減量だけでなく費用対効果の面でも有効な事業であるため、ごみの減量とリサイクルの推進に向け、回収頻度・回収拠点等の増加、新規団体の登録促進、効果的な広報活動による情報提供の充実など、活動の活性化と充実を図ります。	●回収頻度・回収場所の増加 ●新規団体の登録促進 ●効果的な広報活動による情報提供	→	●事業推進

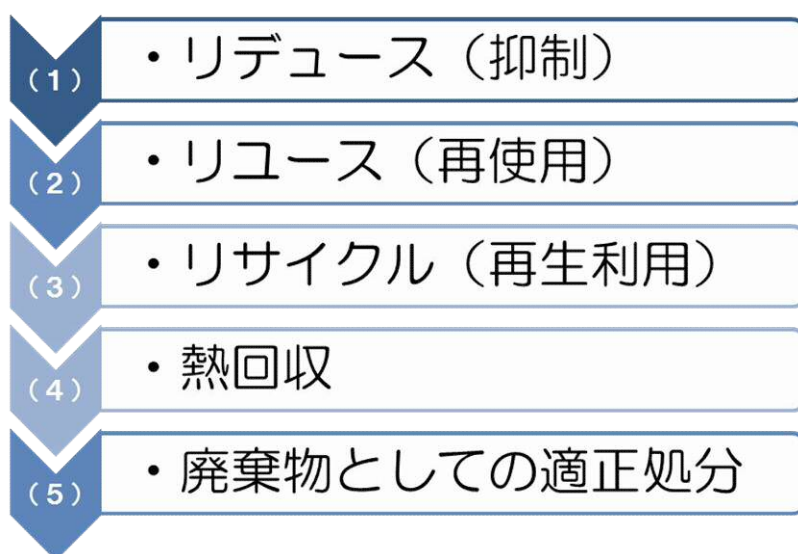






図 2-3 ごみ処理の優先順位



## (2) 事業系ごみの減量化・資源化

No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	廃棄物の再使用及び再生利用等に取り組む店舗等に係る認定制度の普及 	廃棄物の再利用及び再生利用等に取り組む店舗等（リサイクルエコショップ）の認定制度について、制度の見直しや市民の認知度向上、認定店のメリット拡充、対象となる取組の拡大など、制度の充実に向けた検討を進めます。	●新たな名称による店舗等認定制度の実施 ●対象店舗等の拡大等、制度のさらなる充実に向けた検討	→	●事業推進
②	事業系ごみの減量化等に向けた広報の充実と指導の徹底 	事業系ごみを一定量以上排出する事業者を「多量・準多量排出事業者」に認定し、事業系ごみの減量化・資源化に係る取組事例等の広報の充実を図るとともに、きめ細かな指導を行うことにより、事業系ごみのさらなる減量化・資源化を図ります。また、事業系ごみの資源化手法等に係る広報を市内全事業者を対象に実施し、事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理を一層推進します。	●多量・準多量排出事業者に対する広報・指導 ●市内全事業者を対象とした情報提供	→	●事業推進
③	事業系一般廃棄物処理手数料見直しの検討 	3処理センター体制移行後のごみ処理費用をもとに、社会経済状況や他都市状況を勘案し、事業系一般廃棄物処理手数料等の見直しに向けて検討を行います。	●手数料見直しの検討	→	●事業推進
④	処理センターによる事業系古紙の資源化の促進 	事業系一般廃棄物に含まれる古紙類の資源化を推進するため、内容審査を充実するとともに、古紙類の資源化手法や市内の古紙再生業者の紹介等を行うなど、事業者へのフォローアップを行います。	●内容審査の充実 ●事業者へのフォローアップ	→	●事業推進
⑤	事業系資源物のリサイクルルートの拡充 	古紙類、剪定枝、厨芥類等の資源化について事業者への普及啓発を行うとともに、事業系資源物のリサイクルルートの拡充に向けた支援を行います。	●事業系ごみの資源化に向けた普及啓発 ●古紙類に係るリサイクルルートの拡充支援	→	●事業推進
⑥	低CO <sub>2</sub> 川崎ブランドの推進 	ライフサイクル全体で二酸化炭素削減に貢献する製品等を認定し、広く発信する「低CO <sub>2</sub> 川崎ブランド」を推進します。	●低CO <sub>2</sub> 川崎ブランドの認定及び普及の推進	→	●事業推進

## (3) 市の率先したごみの減量化・資源化

No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	市庁舎等におけるごみ減量化運動の推進 	市民や事業者の模範となるよう、市庁舎等においてごみ減量化運動を推進し、3Rと適正処理の周知徹底を図ります。	●本庁組織におけるごみ減量化運動	→	●市役所出先機関におけるごみ減量化運動
②	エコオフィスの推進 	市民や事業者に率先して、庁内の省エネやリサイクルなど環境配慮の取組を推進します。	●エコオフィス管理システムの運営	→	●事業推進
③	グリーン購入の促進 	ごみの発生が少ない製品やリサイクル可能な製品、環境への負荷の少ない製品を積極的に購入し利用する、グリーン購入の拡大に向けた取組を、全庁で引き続き取り組みます。	●グリーン購入の推進	→	●事業推進

#### (4) 生ごみの減量化・資源化

No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	エコ・クッキング講習会の開催 	食を通じた環境配慮行動の普及事業として地球に優しい「エコ・クッキング」事業を、小・中学校PTAを対象に実施します。	●エコクッキングの実施	→	●事業推進
②	食品廃棄物のリデュース・リサイクルの推進  	本来食べられるにもかかわらず廃棄されている、いわゆる「食品ロス」の削減に向け、外食産業と連携し、市民への普及啓発を図ります。 また、食品廃棄物のリサイクル推進に向け、食品廃棄物を多く排出する多量排出事業者等の排出実態を把握するとともに、対象事業者への普及啓発に向けた取組を強化します。	●外食産業と連携した「食品ロス」削減の取組実施 ●食品廃棄物のリサイクル推進に向けた普及啓発	→	●事業推進
③	3きり運動の推進  	使いきり・食べきり・水きりのいわゆる「3きり」を中心とした取組について、生ごみの減量化に向けた普及啓発の充実を図ります。	●普及啓発物の作成・配布、ホームページの作成	→	●事業推進
④	生ごみリサイクルに係る助成制度の充実 	家庭系生ごみの減量・リサイクルを推進するため、生ごみ処理機等の購入に対する助成を行います。 また、生ごみの減量と資源の循環を推進することを目的として、家庭から発生する調理残さ・食べ残し等を堆肥化し農地や公園の花壇などに有効活用する市民団体の活動を助成します。 これらの助成制度については、より活用しやすいものにするための検討を行います。	●生ごみ処理機等の購入助成 ●市民団体の生ごみリサイクルの活動助成	→	●事業推進
⑤	生ごみリサイクルに係る取組の推進  	生ごみリサイクルについての知識や経験の豊富な方として認定された「生ごみリサイクルリーダー」を地域等に派遣したり、教材等を活用するなどして、生ごみの減量化・リサイクルに関する普及啓発の充実を図るとともに、生ごみリサイクルの学習の場として、生ごみの減量化や堆肥化、その堆肥の活用方法等についての講習会等を開催します。 また、生ごみリサイクルに取り組んでいる市民、市内企業、農業者等の取組を広く紹介する交流会を市民団体と協働して開催します。 家庭で生成された生ごみ堆肥について、研究機関等と連携し、実証栽培等を行うことで、その成果を踏まえながら、生ごみ堆肥の活用を広げていけるよう取り組めます。	●生ごみリサイクルリーダーの派遣による講習会等の開催 ●生ごみリサイクル関係者の交流会開催 ●研究機関等と連携した生ごみ堆肥化の実証試験	→	●事業推進
⑥	公共施設における生ごみリサイクルの推進 	生ごみ処理機「キエーロ」を活用し、区役所のレストランから排出される調理残さや食べ残しを堆肥化し、区役所前広場の花壇等で使用するなど、公共施設での生ごみリサイクルの取組としてモデル事業を実施します。	●区役所における生ごみリサイクルのモデル事業の実施	→	●事業推進
⑦	小学校給食における生ごみリサイクルの推進 	小学校では、給食の調理残さや食べ残しの飼料化など、生ごみのリサイクルに取り組んでおり、引き続き取組を推進していきます。 (2015(平成27)年度現在 飼料化：21校、堆肥化：3校)	●給食残さの飼料化などの推進	→	●事業推進
⑧	中学校給食における生ごみリサイクルの推進 	中学校給食の開始に伴い、給食の調理残さや食べ残しの飼料化など、生ごみのリサイクルの取組に向けて検討を行います。	●給食残渣の飼料化などの推進	→	●事業推進

## 基本施策Ⅲ 廃棄物処理体制の確立に向けた取組

資源物にならないごみを適正に処理するとともに、市民生活のライフラインとして、2015(平成27)年度から移行した3処理センター体制の安定的な運営を目指します。

### (1) 安全・安心な処理体制の確立

No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	廃棄物処理技術の研究と技能の継承	廃棄物処理技術に関する研究・調査等を行い、職員の知識・技術を向上させるとともに、様々な機会を通じ、職員の技能の継承を図っていきます。	●職員の知識・技術の向上と技能の継承の推進	→	●事業推進
②	ごみ焼却灰(埋立灰)及び埋立処分場の適切な管理	浮島埋立処分場に埋立を行っているごみ焼却灰(埋立灰)については、安全・安心の観点から、放射線量等のモニタリングを継続して行っています。一時保管を行っているごみ焼却飛灰の処分については、コンテナの維持管理を実施しながら、引き続き処分方法等の検討を行います。	●モニタリングの実施 ●保管灰の処分方法の検討	→	●事業推進
③	有害廃棄物・処理困難物への取組	廃棄物の適正処理に向け、水銀等家庭から排出される有害廃棄物・処理困難物について、適正な回収ルートの構築に向けた取組を推進するとともに、店頭回収やリサイクル制度等の広報を実施していきます。	●適正な回収ルートの検討と実施	→	●適正な回収ルートの構築
④	廃棄物処理施設等の補修・整備	廃棄物関連施設の多くは竣工から20年が経過し、劣化が進行していることから、設備の故障に伴うごみ処理の計画外停止が生じないようにするため、安定稼働に向けて、計画的かつ適切な補修、整備を実施し、施設の長寿命化を図ります。	●安定稼働に向けた施設整備の実施	→	●事業推進
⑤	災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保	災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保に向けて、災害廃棄物等処理計画などを適宜見直し、庁内体制の強化を行うとともに、協定を締結している関係事業者などとの連携強化を図ります。また、国や県、近隣自治体と定期的に情報交換を行うなど、広域的な連携にも取り組んでいきます。	●必要に応じた計画等の見直し ●関係機関・団体等との調整 ●計画的な施設整備	→	●事業推進

### (2) 3処理センター体制の安定的な運営

No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	安定的な処理体制の運営	3処理センター体制においても、効果的・効率的なごみの収集・運搬・処理が行われるように、社会状況の変化等に的確に対応するとともに、安定的な処理体制の運営に努めていきます。	●ごみ処理施設の安定稼働 ●安定稼働に向けた組織体制の構築及び改善	→	●事業推進
②	橋処理センターの建替	「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」に基づき、既存の橋処理センターを解体撤去し、新たなごみ焼却処理施設及びミックスパーパー資源化処理施設の整備を進めます。	●解体撤去工事の着手 ●建設工事の発注準備	●解体撤去工事終了 ●建設工事の着手	●事業推進(～2021(H33)年度)
③	堤根処理センターの建替	「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」に基づき、堤根処理センターの建替えに向けた準備を進めます。	●基本構想の策定 ●基礎調査等の実施	●基本計画の検討	●事業推進 ●法的手続きの実施

### (3) 効果的・効率的な処理体制の構築



No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	計画のフォローアップ	施策の効果や処理コストの分析による点検・評価等を行いながら、計画のフォローアップを実施するとともに、次期行動計画の策定を行います。	●第1期行動計画のフォローアップ ●次期行動計画の策定に向けた検討	→ ●次期行動計画の策定	●次期行動計画のフォローアップ
②	効果的な経済的手法の研究	効果的・効率的な廃棄物処理体制の構築を図るとともに、事業者や市民に対して効果的な経済的手法について、社会経済状況や他都市の状況に注視しながら、調査・研究を進めます。また、既存の手数料についても、随時、適正かどうかを見直しを行います。	●経済的手法の調査・研究の実施	→	●事業推進
③	民間活力の導入	空き缶・ペットボトル収集運搬業務の委託化等、効果的・効率的な廃棄物処理体制の構築に向け、取組を推進します。また、本市のごみ収集業務のあり方や普通ごみ収集運搬業務における民間事業者の育成手法、民間活力の導入の規模や時期などについても検討を行います。	●空き缶・ペットボトルの収集委託の実施（中原・高津・宮前）	●空き缶・ペットボトルの収集委託の実施（多摩・麻生）	●事業推進

## 基本施策Ⅳ 健康的で快適な生活環境づくりの取組



廃棄物処理事業の基盤である生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努め、市民が、健康的で快適な日々の生活が過ごせるよう、引き続き、安全・安心な生活環境づくりにしっかり取り組んでいきます。

また、地域課題の解決には、市民の理解と参加が不可欠であり、環境教育の実践の場にもつながるため、市民・事業者・行政が協働して課題解決に取り組んでいきます。

### (1) まちの美化推進

No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	集積所周辺等の環境美化 	資源物やごみの排出状況が悪く散乱が目立つ集積所の周辺等について、啓発・指導を徹底するとともに、3R推進デー等を活用し、廃棄物減量指導員や周辺住民と連携した集積所周辺等の環境美化を図ります。	●集積所周辺等やまちの環境美化の推進	→	●事業推進
②	各種普及啓発キャンペーンの実施 	「ごみゼロの日」として5月30日に、『環境衛生週間』行事の一環として、市内統一美化活動と連動し、9月24日から10月1日の間に1回、大規模キャンペーンを実施します。また、ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止統一キャンペーンを関係部局や区役所等と連携し、毎月各区の主要駅で啓発・清掃活動を実施し、市民の3Rへの意識啓発やモラルの向上を図ります。	●「ごみゼロの日」や「環境衛生週間」での大規模キャンペーンの実施 ●ポイ捨て禁止・路上喫煙防止統一キャンペーンの実施	→	●事業推進

## (2) 市民ニーズに対応した取組の推進

No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	ごみ相談窓口の充実 	市民に身近な区役所等で行っている「ごみ相談窓口」について、相談業務等の充実に向けた体制の検討を行います。	●ごみ相談窓口の充実	→	●事業推進
②	ふれあい収集の推進 	自ら一定の場所まで持ち出すことのできない高齢者・障がい者の方々に対して実施している「ふれあい収集」について、各地域の特性を踏まえながら、取組を推進します。	●ふれあい収集の推進	→	●事業推進
③	狭あい地域等への対応	狭あい地域や交差点内などの集積所について、各地域の特性を踏まえながら、効果的な収集を行います。	●効果的な収集運搬の実施	→	●事業推進

## (3) 不適正排出対策等の取組



No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	不法投棄対策の実施	関係機関との連携を図りながら不法投棄への対応を行うとともに、監視パトロールの実施や不法投棄防止用の看板、監視カメラ等の設置により、不法投棄の未然防止及び環境改善を図っていきます。	●監視パトロールの実施 ●不法投棄の未然防止及び環境改善	→	●事業推進
②	不適正排出指導の徹底	不適正排出事業者に対して、立入調査等の機会を通じ、適正排出に向けた指導を行うことにより、事業者処理責任の徹底、及び受益者負担に係る公平性の確保を図ります。また、家庭からでるごみについても、普通ごみに資源物が混入している場合、警告シール貼付と収集保留など対応を強化します。	●不適正排出事業者に対する立入調査・指導の実施	→	●事業推進
③	資源物の持ち取り対策の検討	資源物の持ち取りについて、本市の現状を把握しつつ、対策を検討します。	●資源物の持ち取り対策の検討	→	●事業推進
④	搬入禁止物の混入防止	処理センターに搬入してはいけない産業廃棄物等の混入を防止するとともに、3処理センター体制における、焼却処理施設のより安定的な稼働の確保に向け、内容審査を充実し、監視・指導を強化します。	●内容審査の強化	→	●事業推進

## 基本施策Ⅴ 低炭素社会・自然共生社会をめざした取組


廃棄物分野で、持続可能な社会を目指していくためには、「資源循環」は当然のことですが、「低炭素」・「自然共生」の視点も持った統合的な取組を行い、ごみの焼却に伴う熱回収を徹底し、エネルギーを有効活用することで、温室効果ガスの削減に貢献するとともに、リデュース・リユースなどのごみの発生抑制に取り組むことで天然資源の投入の抑制や埋立処分場の延命化を目指していきます。

また、地球温暖化に及ぼす影響が最も大きいCO<sub>2</sub>の削減につながる、プラスチック製容器包装の分別排出をさらに徹底して焼却ごみの削減を図り、温室効果ガスの削減に取り組んでいきます。

## (1) エネルギー資源の効果的な活用

No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	ごみ発電事業の推進 	処理センターで発電した電力のうち、余剰電力は売却して有効利用を図るとともに、今後、建替えを行う処理センターにおいて高効率な熱回収設備の導入に向けた調整を進め、ごみ発電事業の推進を図ります。	●余剰電力の売却 ●建替えを行う処理センターへの高効率な熱回収設備の導入調整	→	●事業推進
②	廃棄物発電の新たな活用法の検討 	廃棄物発電の電力を活用して大型の充電式電池に充電を行い、その電池を動力源としたEV型ごみ収集車や災害時の非常用電源としての活用について、市がフィールドを提供することで事業者と連携し実証実験を行います。 また、廃棄物発電による自己託送制度の活用など、エネルギーの地産地消に向けた調査研究を進めます。	●EV型ごみ収集車の実証試験の実施 ●実証試験の検証 ●エネルギーの地産地消に向けた調査・研究	→	●事業推進
③	バイオマス資源の利用促進に向けた調査・研究	バイオマスとして注目される資源について、利用促進に向けた調査研究を進めます。	●バイオマス資源の利用促進に向けた調査・研究	→	●事業推進

## (2) 低炭素・自然共生をめざした資源の有効利用

No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	様々な地域活動団体等と連携した取組の推進 	「資源循環」・「低炭素」・「自然共生」など様々な地域活動をしている方々や事業者等と情報共有を行い、様々な形で連携ができるよう検討を行います。	●様々な地域活動団体等との連携	→	●事業推進

### (再掲)

No	施策名(再掲)	
①	生ごみリサイクルに係る助成制度の充実	(基本施策Ⅱ-(4)-④) 
②	生ごみリサイクルに係る取組の推進	(基本施策Ⅱ-(4)-⑤)  
③	公共施設における生ごみリサイクルの推進	(基本施策Ⅱ-(4)-⑥) 
④	小学校給食における生ごみリサイクルの推進	(基本施策Ⅱ-(4)-⑦) 
⑤	中学校給食における生ごみリサイクルの推進	(基本施策Ⅱ-(4)-⑧) 
⑥	橋処理センターの建替	(基本施策Ⅲ-(2)-②) 
⑦	堤根処理センターの建替	(基本施策Ⅲ-(2)-③) 

### (3) 環境に配慮した処理体制の構築

No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	環境にやさしい輸送システムの構築	ハイブリッド収集車等環境負荷低減車両の導入の推進及び圧縮中継施設の活用による輸送の効率化、また1995(平成7)年度から全国に先駆けて導入した鉄道による廃棄物輸送を行うなど、環境にやさしい輸送システムの構築を図ります。	●環境負荷低減車両の導入推進	→	●事業推進
②	環境マネジメントシステムを活用した処理センターの運営	環境マネジメントシステムを活用し、処理センターにおいて環境に配慮した事業運営を行います。	●自己適合宣言の継続 ●環境マネジメントシステム運用改善に向けた検討	→	●事業推進
③	埋立処分場延命化の研究	現在、2056(平成68)年度には一杯になると見込まれている埋立処分場をさらに延命化するための方策について調査・研究を行います。	●埋立処分場の延命化に向けた調査・研究	→	●事業推進

### (4) 蓄積された環境技術等を活かした取組

No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	環境に配慮した製品の開発促進に向けた環境づくり	事業者が環境に配慮した製品を開発し、その処理やリサイクルに責任をもつシステムの確立に向け、関係自治体等と連携して事業者や国に呼びかける等、取組を推進します。	●国・事業者等への要望	→	●事業推進
②	環境産業との連携	市民の環境意識の向上を図り、地域内循環を促進するため、グリーンイノベーション推進方針を踏まえながら、環境産業との連携を図り、本市に集積された事業者の環境技術等について広く周知します。	●事業者等と連携した取組の推進 ●環境技術等の効果的な周知方法の検討	→	●事業推進
③	国際貢献の推進	本市でこれまで培ってきた先進的な廃棄物処理の経験やノウハウを活用し、国や事業者等と相互に連携しながら、ニーズのある海外都市に対し廃棄物の適正処理やリサイクルに関する支援を行います。	●国際貢献の推進	→	●事業推進



## 資料編 川崎市のごみ処理の現状・将来予測

### ●ごみ処理の現状

西暦（年度）	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
和暦（年度）	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
日数	365	365	366	365	365	365	366	365	365
人口（人）	1,327,011	1,342,262	1,369,239	1,390,270	1,409,558	1,425,512	1,430,773	1,439,164	1,448,196
1人1日あたりのごみ排出量（g）	1,211	1,221	1,178	1,110	1,069	1,041	1,044	1,021	1,006
家庭系 <small>（道路清掃ごみ含む）</small>	816	808	784	756	732	718	707	699	679
事業系	395	413	394	354	337	323	337	322	327
焼却ごみ（ト）	461,435	463,131	449,776	428,225	420,517	412,712	401,893	392,926	377,363
家庭系	315,753	316,220	309,169	303,309	300,212	296,368	278,553	275,587	258,810
事業系	145,021	146,211	139,880	124,278	119,719	115,829	122,899	116,889	118,129
道路清掃ごみ	661	700	727	638	586	515	441	450	424
資源化量（ト）	124,900	134,675	140,468	134,725	129,351	128,664	144,685	143,054	154,299
家庭系	78,737	78,711	82,805	79,252	75,816	76,196	91,236	90,715	99,472
事業系	46,163	55,964	57,663	55,473	53,535	52,468	53,449	52,339	54,827
総排出量（ト）	586,578	598,039	590,499	563,199	550,115	541,648	546,873	536,225	531,949

※乾電池の量については、表示を省略

### ●将来予測（第1期行動計画期間）

	基準年度		第1期行動計画	
西暦（年度）	2014	2015	2016	2017
和暦（年度）	H26	H27	H28	H29
日数	365	366	365	365
人口（人）	1,461,043	1,471,400	1,477,800	1,484,200
基本計画【目標1】 1人1日あたりのごみ排出量（g）	998	989	980	971
家庭系	660	657	654	650
行動計画【目標1】 普通ごみ	453	448	443	438
事業系	338	332	326	321
資源化量（ト）	161,541	163,700	164,600	165,700
家庭系	102,298	104,600	105,600	106,800
事業系	59,243	59,100	59,000	58,900
資源化率	30.3%	30.7%	31.1%	31.5%
行動計画【目標2】 家庭系資源化率	29.1%	29.6%	29.9%	30.3%
基本計画【目標2】 行動計画【目標3】 焼却ごみ（ト）	370,849	368,700	364,200	360,500
家庭系	249,626	249,300	247,000	245,400
事業系	120,819	119,000	116,700	114,700
道路清掃ごみ	404	400	500	400
総排出量（ト）	532,390	532,400	528,800	526,200

※資源化量＝家庭系資源物＋事業系資源物（乾電池は家庭系資源物に含める）

※「1人1日あたりのごみ排出量」における道路清掃ごみは微少のため省略



---

川崎市一般廃棄物処理基本計画～ごみ減量 未来へつなげる エコ暮らしプラン～

## 第 1 期 行 動 計 画

発行 川崎市

編集 環境局生活環境部廃棄物政策担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-2564

FAX：044-200-3923

Eメール：[3Ohaise@city.kawasaki.jp](mailto:3Ohaise@city.kawasaki.jp)

---



KAWASAKI CITY

川崎市